

平成 26 年第 9 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 26 年 6 月 19 日（木）午後 2 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■報告事項

- 1 社会教育委員の委嘱について
- 2 旧長谷川家住宅調査報告書の刊行について
- 3 旧長谷川邸の表蔵で発見された大判・小判を含む 54 点の古銭について
- 4 平成 26 年度松阪公園プール公金収納事務の委託について
- 5 平成 26 年度松阪市流水プール公金収納事務の委託について
- 6 松阪市いじめ防止基本方針について
- 7 平成 26 年度 5 月児童生徒の問題行動等について

その他

委員長 　ただ今から、平成 26 年第 9 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　いじめ防止基本方針についてですが、昨年の 10 月にいじめ対策推進法を作りまして、翌年 2 月に三重県がいじめ防止基本方針を作ったという流れです。いじめ防止基本法の中には市の教育委員会としては今後三重県が定めましたように、方針そして市のいじめ防止基本方針を作るのが望ましいという努力義務が課せられています。そして、国や学校においては、必ず作りなさいという義務がありまして、校長会を開き、学校には国あるいは県・市の方針を受けていじめ防止基本方針を策定してくださいということを話しています。いじめ防止にかかわりまして、学校に緊急に、まず夏休みまでにやっていただくこととして、2 つ話をしております。ひとつは校務分掌表の中に、いじめ防止に関わる委員会がございます。ただ、それを生徒指導あるいは問題行動を防止するための委員会というように位置付けてはいるのですが、そうではなく、校務分掌表の中にいじめということを位置付けてくださいということで話をさせていただきました。

もうひとつは最近非常に多い、LINE やツイッターなどを利用してのいろんな問題がありますので、夏休みまでに情報モラル研修会を学校で行ってくださいということを話させていただきます。

委員長 　ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　今回は、議案がありませんので、報告事項に入ります。報告事項に入ります。報告事項 1 から 7 を事務局より説明願います。

(事務局報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員長 それでは私の方から松阪市のいじめ防止基本方針という中で、インターネット等たくさんありますが、最近新聞などでも地域によってはLINE等の指導をやっておりますし、テレビ等を見ましても子どもだけでなく、大人が出会い系サイト等事件に関わることが多いですが、そういったところを指導できるような、学校や地域、家庭において守っていくということが一番大切だと思いますので、上手く活用できるようにしていければと思います。

教育長 そのことについて補足説明させていただきますが、いじめ防止基本方針を学校が策定すれば、いじめがなくなるというふうには受け止めておりません。作ることによって、どういったことを学校がやっていくのが大切であり、学校の中でフォーラムをそれぞれの校区でやっておりますが、フォーラムの中でいじめに関わる寸劇や、スマートフォンを扱った中学生による寸劇を多くの小学生を入れた中で参加しながらみんなで考えていくというような取り組みがされております。道徳、総合的な学習の時間に、命を大切にするというテーマで夏休み前に校長からしていただくという学校もあります。こちらとしては一律にこういうことをなさいということよりもまず、学校がいじめ防止基本方針を作る中で、具体的にやることをイメージしておりますので、しっかり尊重し、集約していきたいと考えております。

委員 アンケートの事になりますが、無記名にしたりということがありますが、前から無記名がいいなと思っていたのですが、最近アンケートを持ち帰ってこないのですが、定期的にするというアンケートの頻度はどの程度になるのでしょうか。

事務局 今回の段階では学校によって回数等には差がございます。夏休み前に1回であったり、前期後期で各1回等そういった形で状況の把握をしているところです。無記名が原則になってくるかと思いますが、中には記名する場合もありまして、学校の状況に応じて様々な形で行っております。

委員 クリアファイル等、封をできないような誰が返したかその場で見れるような状態のアンケートになっている場合もあり、それはアンケートの意味がないのではと思ったりするのですが、子どもが自分の意見を言

いやしく、少しでも意見を反映したいと思うようでしたら、封筒等に入れていただく等していただけたらと思います。

事務局                    いじめの早期発見ということに従いまして、できるだけ子ども達の意見が出せるような工夫を考え進めていきたいと思っています。

教育長                    大変大事な指摘をいただいたと思います。子どもの名前を書かせてアンケートをするということをしたりしますが、それは誰がどんな悩みを持っているかということ把握しやすいという利点もありますが、なかなかそこに今の状況を書いていただくことも難しいので、まず誰がやったということよりも、学校にいじめがあるかということに重きを置いて、無記名でやりなさいということで無記名で書かせました。そうすると普段あがってこなかったケースがあがってきます。誰がその問題を持っているかということは担任が見れば誰が書いたということがすぐわかりますので、無記名で書くことの意味はやはりあると思いますので、今いただいた意見については校長会の中でも伝えさせていただきたいと思いません。

委員長                    他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長                    ないようですので、報告事項1から7は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長                    ご異議なしということでございますので、報告事項1から7は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

委員                    土曜授業が平成27年度からということで検討委員会を立ち上げるということですが、検討委員会は授業内容を検討する委員会ですよね。土曜授業が月に1回、2回という回数等にまで踏み込んで検討はされるのでしょうか。

教育長                    土曜授業につきましては、国、県の方から地域の人たちとともに子ど

も達に豊かな学びをという観点から外部を積極的に活用してやっていこうということがあります。その中で土曜授業が浮かんできておりますが、今の保護者のアンケート等の中で、土曜日にやっていただきたいと答えた方が4割弱います。松阪市としても5日制で授業を始めていくにあたって、早急に入れることについては、5日制の中で何故土曜日にやるのかというあたりをしっかりとねらいを押えておきたいということもあり、今年度第1回の推進委員会がありまして、そのことがマスコミにも出ていたかと思いますが、今後推進委員会を重ねるにつれて、内容の再確認と、時期をいつにするのかまたどんな内容にしていくのかというあたりをしっかりと話し、皆様方で共有しながら、子ども達にとってひとつは人間関係作りを上手くやっていくあるいは地域の人と上手くやっていくという力をつけていきたいと思っております。そして最終的には家庭の中で子ども達と家族の方が会話が土曜授業で何か体験したことによって活発に行われるようになることを願っております。

委員長

他にございませんでしょうか。

事務局

学校給食用パンの中に異物混入があった件の報告になりますが、嬉野中学校においてあったわけですが、6月12日12時40分頃に発生いたしました。発見者は3年生の女子生徒になります。状況としましては、女子生徒が丸パンに魚フライを挟んでおり、それをちぎって食べようとしたところ、断面から大きさ1.2cm程度の小石を発見しました。発見したという形の中で、女子生徒につきましては口には入れていないという報告を受けております。また、生徒が担任に報告し、校長、教頭、栄養教諭が異物等の確認をした後、嬉野給食センターへ報告し、続いて給食管理課へ報告を受ける中で、私ども職員についても至急現場へ向かわせていただきました。製造業者は(株)長栄軒になります。嬉野管内5校1,722個丸パンになります。本庁管内15校4,742個同じく丸パンになります。三雲管内5校1,504個これはコッペパンになります。飯高管内3校198個米粉パンを提供しております。飯南管内においてはこの日米飯をやっておりますので、パンは使用しておりません。嬉野中学校で見つかったわけですが、それ以外の学校から小石等は見つかっておりません。対応としましては当然異物があったということで発注を停止いたしました。教育委員会、三重県学校給食会、保健所で対応しながら今後どうしていくかということについて協議をしております。6月12日16時30分から松阪保健所職員5名による長栄軒の立ち入り調査を行いました。三重県

学校給食会職員 2 名及び給食管理課職員 2 名が同行し、作業現場及び書類等の確認を 21 時 30 分まで実施いたしました。異物混入の原因についてはいくつかの可能性のあるものの、特定には至っておりません。

次いでは 6 月 13 日における松阪保健所の指導内容になりますが、一つ目として小麦粉以外の原材料に対しても、エアブロー及び異物確認を実施すること。二つ目として、原材料及び人の動線について再検討し、交差汚染に留意すること。三つ目として、ショートニング計量器付近の壁の修繕を行うこと。4つ目として X 線検査機を導入すること。となっており、X 線検査機につきましては、1 ヶ月程かかるということですので、給食の実施につきましては、内容にもよりますが、9 月から実施したいと考えております。これにつきましては三重県学校給食会、教育委員会、松阪保健所としての考え方等ありますので、協議を進めていきたいと考えております。対応の部分ですが、度重なる異物混入事故の発生に關しまして、教育委員会としても非常に重く受け止めている次第でございます。松阪保健所による指導の徹底が図られること等を含め、異物混入リスクが確実に低減されることが確認されるまで当面の間、パンの提供を考えていきたいと思っております。子ども達に安心安全な給食が提供できる状況の中で、9 月または 9 月前になるかもわかりませんが、前回もそうでしたが、三重県学校給食会の方で手配していただきました、四日市、鈴鹿市等の方でパンの提供をする形となります。

委員長 他にございませんでしょうか。

委員長 私の方から一つだけ。当然わかっていることではありますが、次回の教育委員会定例会は夏休みに入ってからということになるかと思しますので、その前に学校での夏休みに入ってからの問題であったり、プールも始まっているかと思いますが、プール等も一部故障等も聞いており、いろんな面でプールが使えなくなる状況があるかと思っております。そういったことで事故等が起こった場合どうすればいいのかということもあるかと思しますので、そういった点検等を夏休みに向けて徹底していただきたいと思っております。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成 26 年 7 月 28 日（月）午後 2 時 00 分から教育委員会室でお願いします。

委員長 それでは、これで第 9 回松阪市教育委員会定例会を終わります。